

三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領

令和5年3月1日農林水第30-391号

最終改正 令和5年6月28日農林水第30-142号

三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号。以下「要綱」という。）に係る特用林産生産資材高騰対策事業の実施については、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第1条 生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むきのこ生産者に対して、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を補助することにより、現下のきのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進する取組に対し、支援することを目的とする。

（補助金の交付）

第2条 きのこの次期生産に必要な生産資材の導入（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業実施主体、補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表1のとおりとする。

3 補助額の上限は、1取組実施者当たり5,000千円とする。

（実施計画書、取組計画書の作成及び変更）

第3条 事業実施主体は、国実施要領参考様式第2号によりきのこの生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（以下「実施計画書」という。）及び国実施要領参考様式第1-1号の別添に定めるきのこの生産資材導入支援取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、国実施要領参考様式第1-1号の承認申請書に別表2を添付して知事が別に定める提出期限までに所在地を管轄する農林（水産）事務所長（以下「所長」という。）を経由し知事に2部提出するものとする。

2 知事は、前項の取組計画書を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、これを承認するものとし、事業実施主体に対し様式第1号により取組計画書を承認した旨を通知するものとする。

3 事業実施主体は、補助金の30%を超える増減を伴う重要な変更が生じた場合には、前2項に準じて変更の手続きを行うものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づき補助金交付申請

書（様式第2号）を所長を経由し知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第5条 規則第4条の規定による補助金交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第6条 規則第7条の知事が定める期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更するとき。ただし、第8条に規定する軽微な変更を除く。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号の規定による軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長を経由して知事に届出し、その指示を受けなければならない。

（事業実施状況の報告）

第10条 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の事業実施状況について報告を求めることができる。

（実績報告の提出）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第7条第1項による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を所長を経由し知事に2部提出するものとする。

（補助金の額の確定等）

第12条 所長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書の内容を速やかに審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適切と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものと

する。

(額の再確定)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第7条第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取組中間報告書の提出)

第15条 事業実施主体は、令和5年11月末日までに、取組中間報告書（国実施要領参考様式第6号）を所長を経由し知事に2部提出するものとする。

(事業の評価等)

第16条 事業実施主体は、令和6年10月末日までに、取組実施状況報告書（国実施要領参考様式第4号）を所長を経由し知事に2部提出するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

(1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。

(2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(3) 取組実施者の令和5年度又は令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(4) (1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなか

ったこと又は取組実施者の令和5年度若しくは令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

(証拠書類の保存)

第18条 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類(作業日誌等)
- (2) 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料(出荷伝票等)及び経営費に占める燃油費の割合を証する書類

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月28日から施行する。

別表 1

事業実施主体	補助対象経費	補助率	支援単価			重要な変更								
<p>(1) 取組実施者 自らきのこ生産を行う市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業行動組合連合会、農事組合法人及び民間事業者) 中小企業基本法第2条第1項第1号に該当するものに限る。) であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者</p> <p>(2) 取りまとめ者 取組実施者を取りまとめる市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者</p>	生産資材の国産化及びコスト低減に取り組みきのこ生産者が、次期生産に必要な生産資材(原木、種駒(封ろう・菌栓含む)、菌床、種菌、培地基材(お民間事業者) 中小企業が粉、コーンコブミール等)、栄養体(米ぬか、小麦ふすま等)、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材)の導入に要する経費	<p>定額 (令和4年2月1日から令和4年12月2日までの間に上昇した資材価格の2分の1相当額を上限とすることとし、きのこ生産に係る経費のうち燃油費が15%以上を占める取組実施者については10分の7相当額を上限とすることとする)</p>	次期生産量1kg当たり			補助事業者ごとの経費の30%を超える増減								
				1/2相当額	7/10相当額									
			原木 生しいたけ	7.1円/kg	9.9円/kg									
			原木 乾しいたけ	38.0円/kg	53.2円/kg									
			菌床(自家製造) 生しいたけ	9.9円/kg	13.9円/kg									
			菌床(購入) 生しいたけ	2.2円/kg	3.1円/kg									
			菌床(自家製造) 乾しいたけ	58.0円/kg	81.2円/kg									
			菌床(購入) 乾しいたけ	3.8円/kg	5.3円/kg									
			栽培ビン なめこ	3.6円/kg	5.1円/kg									
			栽培ビン エリンギ	8.1円/kg	11.3円/kg									
栽培ビン ヒラタケ	5.2円/kg	7.3円/kg												

別表 2

次期生産量算定表

きのこの種類	(1) 令和4年度又は 令和4年の生産 量 (kg)	(2) 令和元～3年度 又は令和元～3 年の年間平均生 産量 (kg)	次期生産量 (kg)
原木 生しいたけ			
原木 乾しいたけ			
菌床 (自家製造) 生しいたけ			
菌床 (購入) 生しいたけ			
菌床 (自家製造) 乾しいたけ			
菌床 (購入) 乾しいたけ			
栽培ビン なめこ			
栽培ビン エリンギ			
栽培ビン ヒラタケ			
合 計			

【備考】

①次期生産量は、

(1) 令和4年度又は令和4年の生産量

(2) 取組実施者における令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの年間平均生産量

のいずれか低いものとする。

なお、(1) > (2) の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に (2) / (1) を乗じて補正する。

<例>

	(1) 令和4年度又は令和 4年の生産量 (kg)	(2) 令和元～3年度又は 令和元～3年の年間 平均生産量 (kg)	補正後の 次期生産量 (kg)
しいたけ	6	3	5 (= 6 × 1 1 / 1 3)
なめこ	7	8	6 (= 7 × 1 1 / 1 3)
合 計	1 3	1 1	1 1

ただし、(2)において、令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年に比べ3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和3年度又は令和3年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は(1)を次期生産量とする。

様式第1号（第3条第2項関係）

〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（事業実施主体名） 様

三重県知事

令和4年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認通知書

令和〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった令和4年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）を承認したので通知します。

三重県知事 〇〇〇〇 へ

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金交付申請書

令和4年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を
交付されるよう、三重県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 事業名 | 令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業 |
| 2 事業の内容 | 別紙のとおり |
| 3 経費の配分 | 別紙のとおり |
| 4 収支予算書 | 別紙のとおり |
| 5 事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

(別紙)

事業の内容

きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	補助金の額 (円)
原木 生しいたけ			
原木 乾しいたけ			
菌床 (自家製造) 生しいたけ			
菌床 (購入) 生しいたけ			
菌床 (自家製造) 乾しいたけ			
菌床 (購入) 乾しいたけ			
栽培ビン なめこ			
栽培ビン エリンギ			
栽培ビン ヒラタケ			
計			

経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
きのこの生産資材導入				
合計				

収支予算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
県補助金 その他	円	
合計		

(2) 支出

区分	予算額	備考
きのこの生産資材導入	円	支援単価 (円/kg) × 次期生産量 (kg)
合計		

(注) 備考欄には積算内訳を記載する。

様式第3号（第5条関係）

三重県指令〇〇第〇〇〇〇号

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け（番号）で申請のあった特用林産生産資材高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に対し、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号、以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、規則第6条の規定により通知します。

令和4年 月 日

三重県知事

記

1 補助金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 補助事業の内容 次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費

3 補助の条件

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、同法施行令（昭和30年9月26日号外政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日付け三重県規則第34号）、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領（令和5年2月 日付け農林水第30- 号）を遵守すること。
- (2) 補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (6) 額の確定通知を受けた後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければならない。
- (7) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、次に掲げる基準により、当該補助金の返還を求める。
 - ア 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
 - イ 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- ウ 取組実施者の令和5年度又は令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- エ アからウまでの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和5年度若しくは令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べ3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。
- (8) 補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物及び以下に掲げる書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- ア 実施計画書の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）
- イ 取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）及び経営費に占める燃油費の割合を証する書類
- (9) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (10) 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

様式第4号（第7条関係）

〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

三重県知事 へ

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業変更（又は中止、廃止）承認申請書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金交付決定通知のあった申請のあった令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金について、下記のとおり変更（又は中止、廃止）したいので、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

注）変更の場合は、交付申請書の別紙に、変更前を括弧書きで上段、変更後を下段に記載したものを添付すること。

三重県知事 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定のあった令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、三重県特用林産生産資材高騰対策事業実施及び補助金交付要領第11条の規定により下記の関係書類を添えて提出します。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 事業名 | 令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業 |
| 2 事業の内容 | 別紙のとおり |
| 3 経費の配分 | 別紙のとおり |
| 4 収支精算書 | 別紙のとおり |
| 5 事業完了年月日 | 令和 年 月 日 |

- (注) 1 きのこの生産資材導入支援取組計画書に変更があったときは、当該取組計画書の写しに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）したものを添付すること。また、標題を「きのこの生産資材導入支援取組計画書」から「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」に変更すること。
- 2 以下の書類を添付すること。
- (1) きのこの生産資材導入支援取組実績報告書（参考様式第1-1号の別添を実績報告書としたもの及び参考様式第1-2号をいう。）
 - (2) きのこの生産資材導入支援取組計画書又はきのこの生産資材導入支援取組計画書変更承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

(別紙)

事業の内容

きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	補助金の額 (円)
原木 生しいたけ			
原木 乾しいたけ			
菌床 (自家製造) 生しいたけ			
菌床 (購入) 生しいたけ			
菌床 (自家製造) 乾しいたけ			
菌床 (購入) 乾しいたけ			
栽培ビン なめこ			
栽培ビン エリンギ			
栽培ビン ヒラタケ			
計			

経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
きのこの生産資材導入				
合計				

収支精算書

(1) 収入

区分	精算額 (A)	予算額 (B)	差引額 (A-B)	備考
県補助金	円	円	円	
その他				
合計				

(2) 支出

区分	精算額 (A)	予算額 (B)	差引額 (A-B)	備考
きのこの生産資材導入	円	円	円	
合計				

様式第6号（第12条第1項関係）

〇〇第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（事業実施主体名） 様

三重県知事

令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金額確定通知書

令和〇年〇月〇日付けで実績報告のあった令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業費補助金については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第13条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 補助事業名 | 令和4年度特用林産生産資材高騰対策事業 |
| 2 補助金の確定額 | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |